

第 6 5 号議案

東京都台東区立江戸下町伝統工芸館条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、施設の名称を改める等のため提出します。

東京都台東区立江戸下町伝統工芸館条例の一部を改正する
条例

東京都台東区立江戸下町伝統工芸館条例（平成9年3月台東区
条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第2条第1項の表中「江戸下町伝統工芸館」
を「江戸たいとう伝統工芸館」に改める。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 伝統工芸館の休館日は、毎月第2及び第4火曜日（その
日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に
規定する休日に当たるときは、その翌日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、休館
日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

付 則

この条例は、平成31年3月28日から施行する。